

がんばる企業を応援します

平成30年度補正予算 小規模事業者持続化補助金獲得に向けて

- ◆小規模事業者持続化補助金を申請したいが、書類作成の仕方が良くわからない。
- ◆考えが上手くまとまらない。
- ◆経営計画作成に助言が欲しい・・・などなど

**専門家を派遣します！
相談無料。**

【平成30年度補正予算 小規模事業者持続化補助金の内容】

小規模事業者（注1、注2、注3）が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限額：50万円（注4、注5、注6）。

（注1）小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社＜企業組合・協業組合を含む＞および個人事業主）」であり、常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者です。

（注2）「商工業者」には、医師・歯科医師・助産師や、系統出荷による収入のみである個人農業者等は該当しません。

（注3）商工会会員、非会員を問わず、応募可能です。

（注4）補助対象経費75万円の支出の場合、その2/3の50万円を補助します。同様に、補助対象経費60万円の支出の場合、その2/3の40万円が補助金額となります。また、補助対象経費90万円の支出の場合には、その2/3は60万円となりますが、補助する金額は、補助上限額である50万円となります。

（注5）以下の場合、補助上限額が100万円に引き上がります。

- ①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者
- ②市区町村の推薦を受けて当該市区町村の地域再生計画等に沿う買い物弱者対策等の事業を行う事業者

（注6）原則として、個社の取り組みが対象ですが、同一または異なる商工会の管轄地域で事業を営んでいる複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です（商工会議所の管轄地域の事業者との共同申請は不可）。その際には、補助上限額が100万円～500万円となります（連携する小規模事業者数により異なります）。

FAX. 048-471-0057

下記アンケートにご記入の上、FAXの方はそのまま送信してください。
電話でも承ります！

小規模事業者持続化補助金について（ご希望の番号に○印をつけてください）

1. 応募したいので相談にのってほしい
2. その他（ ）

令和元年 月 日

住 所	
事業所名	
電話番号	
担当者名	
相談内容	

**お
問
合
せ**

志 木 市 商 工 会

担当 小峰・井上

電話番号 048-471-0049

F A X 048-471-0057